



特例退職被保険者制度に ついて



出版健康保険組合

令和5年3月



特例退職被保険者制度ってナニ？



会社を定年退職したあとは、健康保険の加入は通常、任意継続被保険者か国民健康保険に加入することになります。しかし、出版健保では、引き続き在籍することができる「特例退職被保険者制度」を設けています。

【 条 件 】 下記1～4をすべて満たしている方

- 1.在職中の出版健保加入期間が20年以上若しくは40歳以降10年ある
- 2.老齢厚生年金の請求を行い、受給権を有している
- 3.75歳未満である

※（75歳未満でも後期高齢者医療制度の適用を受けている方は加入することができません）

- 4.日本国内に居住している

【申請の期限】

申請には期限があります。老齢厚生年金請求を行った日以降、年金証書を受け取った日の翌日から3カ月以内です。（年金請求時に受け取る年金請求書控と年金見込額照会回答票で申請可能です。）ただし、在職老齢年金受給者は、被保険者資格を喪失した日から3カ月以内

【 提出書類 】

- ・「特例退職被保険者資格取得申請書」
- ・住民票（個人番号が省略されていて、世帯全員の記載がある、交付されてから3ヶ月以内のもの）
- ・老齢厚生年金の年金証書の写し（年金証書が届いていない方は「老齢厚生年金請求受付控」と「年金見込額照会回答票」の写し。後日年金証書の写しを提出）
- ・「念書」

【 資格の喪失 】

- ①後期高齢者医療制度の被保険者（75歳以上または65歳以上75歳未満で障害該当となった方）となったとき
- ②健康保険、共済組合、船員保険等の被保険者になったとき
- ③死亡したとき
- ④生活保護の受給者となったとき
- ⑤海外居住となったとき
- ⑥健康保険、共済組合、船員保険等の被扶養者となったとき
- ⑦保険料を納付期日までに納付しないとき
- ⑧資格喪失の申出のあった月の翌月の1日となったとき

特別支給の老齢厚生年金受給開始年齢引き上げに伴う特例退職被保険者制度の加入について

平成25年4月より下記のとおり特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢が段階的に引き上げられ、それに伴い、特例退職被保険者制度への加入年齢も61歳以降に順次引き上げられています。

そのため、特例退職被保険者制度の加入年齢までは、任継続被保険者制度や国民健康保険などにご加入いただくことになります。

※ただし、老齢厚生年金を60歳に繰り上げて受給した場合（年金受給額は減額されます。）は60歳から加入することが可能です。

特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）受給開始年齢

生年月日（昭和）		報酬比例部分の 支給開始年齢	定額部分の 支給開始年齢
男性	女性		
28年4月2日～30年4月1日	33年4月2日～35年4月1日	61歳	65歳から老齢基礎 年金が支給されます
30年4月2日～32年4月1日	35年4月2日～37年4月1日	62歳	
32年4月2日～34年4月1日	37年4月2日～39年4月1日	63歳	
34年4月2日～36年4月1日	39年4月2日～41年4月1日	64歳	
36年4月2日以降	41年4月2日以降	65歳から老齢基礎年金と老齢厚生年金が支給されます	

健康保険特例退職被保険者資格取得申請書

この様式は見本です

※太枠内は記入しないで下さい。

※特例退職被保険者	記号・番号	記 号	番 号	送付日	
		9 7 0 0		納付期限	
	取得年月日	令和 年 月 日	入金日		

常務理事	事務局長	事務局次長	部 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	係

フリガナ		性 別	男 女	生 年 月 日	昭和 年 月 日生 (満 歳)
申請者の氏名					
フリガナ					
住 所	〒 —		TEL(自宅) — — (携帯) — —		
健康保険被保険者資格喪失年月日	令和 年 月 日	被扶養者の有無	有 ・ 無		
当健康保険組合の組合員であった当時の健康保険被保険者の記号・番号、事業所の名称及び期間					
記 号	番 号	事 業 所 名	期 間		
			昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで 年 ヲ月間		
			昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで 年 ヲ月間		
			昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで 年 ヲ月間		
年金支給者名	厚生年金	受給年金の種類	1. 老齢年金 3. その他 2. 通算老齢年金	年金の受給権を取得した年月	平成 年 月

保険料の納入方法	各月払い(毎月10日) 1. 口座振替 ・希望する場合は別紙「健康保険料預金口座振替依頼書」を提出してください。 2. 窓口払い(納付書) 前 納 1. 半年(当年度9月分まで) 2. 一年(当年度3月分まで)
保険給付金振込口座	銀行名(ゆうちょ銀行を除く) 支店名 店番号 口座種別 普通・当座 口座番号 口座名義

記入上の注意

- 「健康保険被保険者証の記号・番号」欄には在職時の被保険者証の記号・番号を勤務した事業所別に記入してください。
- 「資格喪失年月日」欄には最後に勤務した事業所の退職日の翌日を記入してください。
- 選択項目は該当文字を○印で囲んでください。
- 「保険給付金振込口座」は引落口座ではありません。
給付金が発生した際に、当組合からお振り込みをさせていただく口座ですので、必ずご記入ください。

提出書類

- 国民年金・厚生年金保険年金証書の写し。
(年金証書が届いていない方は『年金請求書受付控』と『年金見込額照会回答票』のコピーを提出してください。後日、年金証書が届きましたら写しを提出してください。)
- 住民票(世帯全員と記載されていて、個人番号が省略されており、交付されてから3ヵ月以内のもの)

上記のとおり申請します。

令和 年 月 日 出版健康保険組合理事長殿

受付印

この様式は見本です

念 書

特例退職被保険者の保険料については、健康保険法第164条に基づき
納付期日（毎月10日、初めて納付する保険料は出版健保の指定する日）
までに納入いたします。

万一、保険料を納付期日までに納入しなかった場合、健康保険法第38条
に基づき特例退職被保険者の資格を喪失することを了承します。

また、資格喪失後は保険証を使用せず、すみやかに返却することを約束
いたします。資格喪失後に受診した場合、医療費については貴組合に一切
ご迷惑をかけないことを約束いたします。

令和 年 月 日

出版健康保険組合 理事長 殿

特例退職被保険者番号

番

住 所

氏 名

【 見 本 】

年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）の受付控

本日、出版太郎様の年金請求書を受付しました。

日本年金機構では、年金請求書の審査結果について、受付日から2か月以内に「年金証書・年金決定通知書」等で、お知らせするよう努めております。

やむを得ず、「年金証書・年金決定通知書」等のお知らせが、2か月を超えてしまう場合は、その旨ご連絡いたします。

なお、初めての支払いが行われるまでには、年金が決定され「年金証書・年金決定通知書」がお手元に届いてから、おおむね50日かかります。

基礎年金番号（○○○○－○○○○○○）

審査状況についてのお問い合わせ先

〇〇年金事務所 お客様相談室

所在地

〒101-8303

東京都千代田区神田駿河台〇-〇

電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

受付年月日

受付

2023.1.-1.

日本年金機構

〇〇年金事務所

【一般的な年金相談についてのお問合せ先】

『ねんきんダイヤル』

0000-00-0000（ナビダイヤル）

000で始まる電話でおかけになる場合は

00-0000-0000（一般電話）

受付時間：月曜日 午前9：30～午後7：00

火曜日～金曜日 午前9：30～午後5：15

第2土曜日 午前9：00～午後4：00

共通

制度共通 年金見込額照会回答票

001/006

氏名 シュウハツケンホウ タウ

昭和 35.01.13

年番: -

** 特別支給老齢厚生年金 **

受給権発生年月日 令和 5 年 1 月 12 日 63 歳 繰上下年齢 -
 令和 5 年 1 月現在の年金見込額 円 繰上下表示

配偶者 無

子の数 人

年金見込額内訳

基本年金額	円	厚年期間	月	1号納付	月	
定額部分	円	厚年戦加	月	3号納付	月	
報酬比例	円	船保戦加	月	全額免除	月	月
配偶者加給	円	沖縄農林	月	3 / 4免除	月	月
加給年金額	円	旧令期間	月	半額免除	月	月
停止額	円	沖縄免除	月	1 / 4免除	月	月
停止コード	000	共済期間	月	学生若年	月	
内訳合計額	円			合算対象	月	

	種	前	種	後	種	種
総報酬前	月		月		月	月
総報酬後	月		月		月	月
	前	種	後	種	(前 種再掲)	
総報酬前	月		月		月	
総報酬後	月		月		月	

実際の年金額はこの結果と異なる事があります

2023年1月12日10時00分

特例退職被保険者制度の保険料はいくら？

令和5年度の保険料は

一般保険料 22,080円

介護保険料 4,320円(65歳未満の方は出版健保が徴収)

※65歳以上の方は市区町村へ納付

特例退職被保険者制度の保険料額は保険料率等の改定で変更となることがあります。

国民健康保険の保険料額と比べてみてください！

※国民健康保険の保険料額は最寄りの役所にご確認ください。



健康保険料預金口座振替可能金融機関一覧

保険料の納入方法で自動引き落としを希望される場合は、
「健康保険料預金口座振替依頼書（3枚複写）」にご記入・
ご捺印（1枚目届出印枠内と2枚目右上氏名横に届出印）
いただき、3枚とも適用課にご提出ください。

なお、前納払いと自動引き落としを組み合わせる利用
することはできません。

※ 書き損じの場合には、必ず金融機関届出印にて訂正印を
押印してください。

※ 自動引き落としのご利用可能な金融機関は

みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・
りそな銀行・埼玉りそな銀行・きらぼし銀行・
文化産業信用組合です。

不明な点は出版健保適用課（03-3292-5005）までお問い
合わせください。

標準報酬月額	240 千円
--------	--------

令和5年度 (各年2月開催の組合会において保険料率等が決定します。)

	健康保険料	介護保険料	保険料合計
料 率	92	18	110.0

各月払保険料

1ヵ月分	22,080 円	4,320 円	26,400 円
------	----------	---------	----------

※介護保険料は65歳の誕生日よりお住まいの各市区町村にて納めていただきます。

※前納する場合、取得月の月末までに納入しないと割引は適用されません。

(ただし、月末が土・日・祝日の場合は翌月の最初の営業日が納入期限となります。)

前納払保険料

割引月数	健康保険料	介護保険料	保険料合計
1 ヵ月分	22,008 円	4,306 円	26,314 円
2 ヵ月分	43,944 円	8,598 円	52,542 円
3 ヵ月分	65,809 円	12,876 円	78,685 円
4 ヵ月分	87,602 円	17,139 円	104,741 円
5 ヵ月分	109,324 円	21,389 円	130,713 円
6 ヵ月分	130,975 円	25,626 円	156,601 円
7 ヵ月分	152,556 円	29,848 円	182,404 円
8 ヵ月分	174,066 円	34,056 円	208,122 円
9 ヵ月分	195,506 円	38,251 円	233,757 円
10 ヵ月分	216,876 円	42,432 円	259,308 円
11 ヵ月分	238,176 円	46,600 円	284,776 円
12 ヵ月分	259,407 円	50,754 円	310,161 円

割 引 額	
健康保険料	保険料合計
72 円	86 円
216 円	258 円
431 円	515 円
718 円	859 円
1,076 円	1,287 円
1,505 円	1,799 円
2,004 円	2,396 円
2,574 円	3,078 円
3,214 円	3,843 円
3,924 円	4,692 円
4,704 円	5,624 円
5,553 円	6,639 円

(例) 65歳未満の方で4月1日に特退の資格取得をされた方

1年分の前納払いを選択した場合

- ・ 4月分(初回月分)は1ヵ月分の 26,400円を納付書発行日以降 7営業日までに納付します。
- ・ 5月分 ~ 翌年3月分(前納対象分)は11ヵ月分の284,776円を4月30日までに納付します。

※翌年4月以降の納付書は 3 月中旬までに送付いたしますので、3月末までに 1年分を納付してください。

(前納払を1年払から半年払に変更、あるいは各月払または口座振替に変更を希望される場合、3月中旬までに適用課あてにご連絡ください。)

特例退職被保険者制度のメリットはナニ？

- 出版健保独自の保険給付があります！

医療費の自己負担額が高額になった場合、限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。

保険給付については在職中と同様、一部負担還元金や家族療養費付加金などの付加給付があります。



被保険者の方は、出版健保診療所（東京・御茶ノ水）で今までと同様に一部負担金（自己負担額）が半額で受診できます。

- 保健事業が充実しています！

被保険者の方は、今までと同様に年に1度健康診断を受けることができます。



35歳以上の被扶養者を対象とした健診もあります（一部負担金あり）

保養施設（直営・契約）は今までと同じように利用が可能です。

運動施設の利用、大会などにも参加可能です。



加入手続きは・・・

- 「特例退職被保険者資格取得申請書」と添付書類として
年金証書の写し・住民票（世帯全員・3か月以内の交付）
「念書」をご提出ください。

詳しくは、出版健康保険組合

業務部適用課

TEL 03-3292-5005

大阪支部

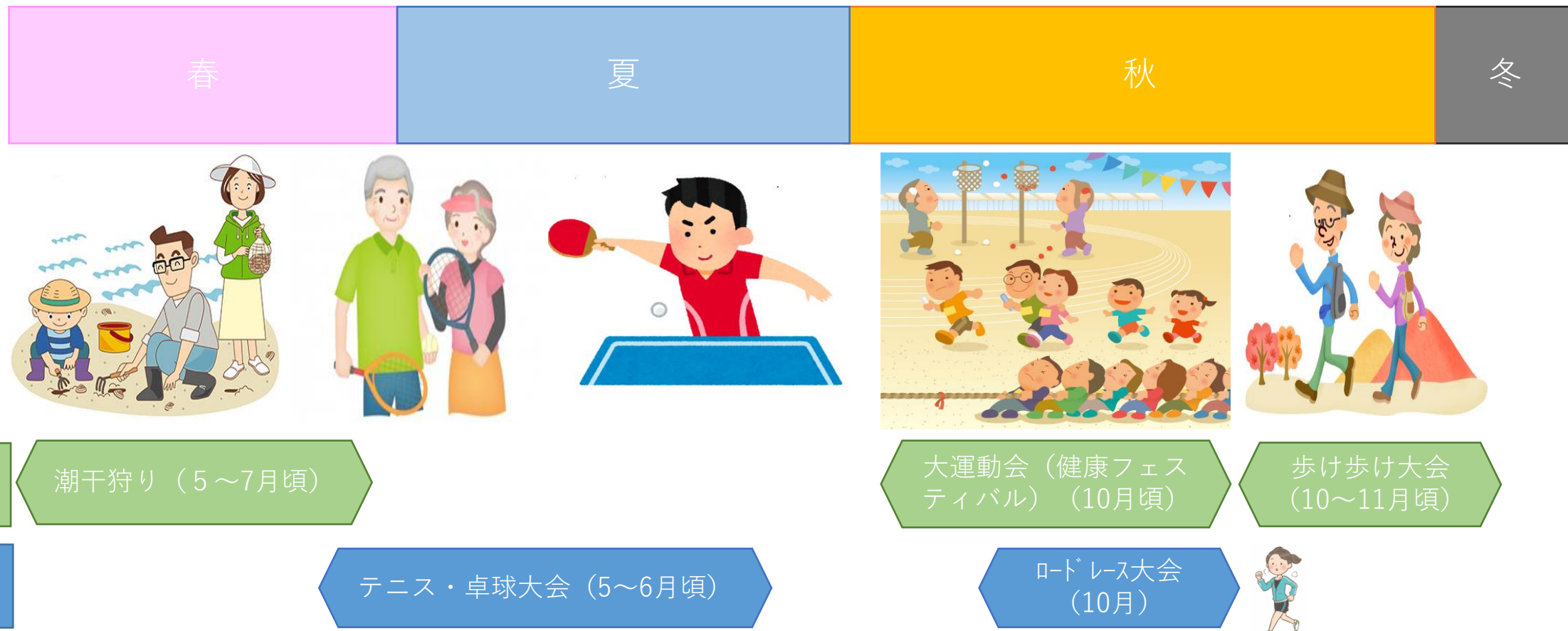
TEL 06-6944-4300

までご連絡下さい。



申請書をご自宅宛てに送付致します。

出版健保のイベントスケジュール (体育奨励事業)



開催の可否や日程について変更になる場合があります。案内や詳細は、
ホームページでご確認ください。